

## ( 案 )

## あいちカーボンリサイクル推進協議会規約

## (目 的)

第1 工場等から排出される二酸化炭素と、廃棄物から抽出されるカルシウム成分とを反応させ炭酸カルシウムとし、コンクリート固定化する技術を用いて、地域内におけるカーボンリサイクルサプライチェーンを構築するため、「あいちカーボンリサイクル推進協議会」(以下「協議会」という。)を開催する。

## (協議事項)

第2 協議会は、カーボンリサイクルサプライチェーンの構築に関するスキーム検討、実現可能性調査、ビジョン策定、関連制度への対応、その他協議会の目的を達成するために必要な事項を協議する。

## (構成員等)

第3 協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。また、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

2 協議会の構成員は、新たに構成員とすることが適当であるものを推薦することができる。

3 前項の推薦があった場合、協議会の全構成員の同意により構成員とすることができる。

## (座 長)

第4 協議会には座長を置く。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長は座長代行を指名し、その運営をさせることができる。

## (会 議)

第5 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるとき、構成員及びオブザーバー(以下「構成員等」という。)以外のものを協議会に出席させることができる。

3 協議会の会議資料及び議事要旨は、会議終了後に公開する。ただし、公開することにより、構成員等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合は、この限りではない。

## (秘密保持)

第6 構成員等は、協議会において知り得た活動内容を、他の構成員等に無断で第三者に開示又は漏洩等してはならない。

## (庶 務)

第7 協議会の庶務は、愛知県環境局地球温暖化対策課において処理する。

## (その他)

第8 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規約は、2024年 月 日から施行する。

(別表)

あいちカーボンリサイクル推進協議会構成員

区分	構成員	備考
学識経験者	名古屋大学大学院 工学研究科 小林敬幸 准教授	座長
企業等	株式会社アイシン	アイデア 提案企業※
	大成建設株式会社	
	東邦ガス株式会社	
	一般社団法人カーボンリサイクルファンド	
	刈谷知立環境組合	
	大王製紙株式会社	
行政機関	株式会社八洲	
	愛知県環境局資源循環推進課	
	愛知県環境局地球温暖化対策課	事務局

※「あいちカーボンニュートラル戦略会議」に脱炭素プロジェクトのアイデア提案を行った企業

※ 企業等はアイデア提案企業、その他で五十音順